

## Q 固定資産税（償却資産）の税額の算出方法

A1：平成 20 年度分より帳簿価格と比較することなく、「評価額」が決定価格となります。

A2：平成 19 年度分以前の取扱いについては、下記により算出します。

申告いただいた取得年月日、取得価額、耐用年数から、一品ごとに「評価額」と「帳簿価額」を算出します。「評価額」の合計と「帳簿価額」の合計を比べ、高い方が決定価格となります。

決定価格から求めた課税標準額に税率の 1.4% をかけると、税額となります。

取得価額の 5% を下回る場合は、取得価額の 5% 相当額です。

### 評価額及び帳簿価額（理論帳簿価額）の算出方法

	評価額 (取得月にかかわらず半年分を償却します)	帳簿価額 (取得した月より月割りで償却します)
前年中に 取得した資産	取得価額 × ( 1 - ( r / 2 ) )	取得価額 × ( 1 - ( r × ( 13 - m ) / 12 ) )
前年前に 取得した資産	前年度評価額 × ( 1 - r )	取得価額 × ( 1 - r )

(注 2) r : 耐用年数に応じる定率法による減価率          m : 取得した月